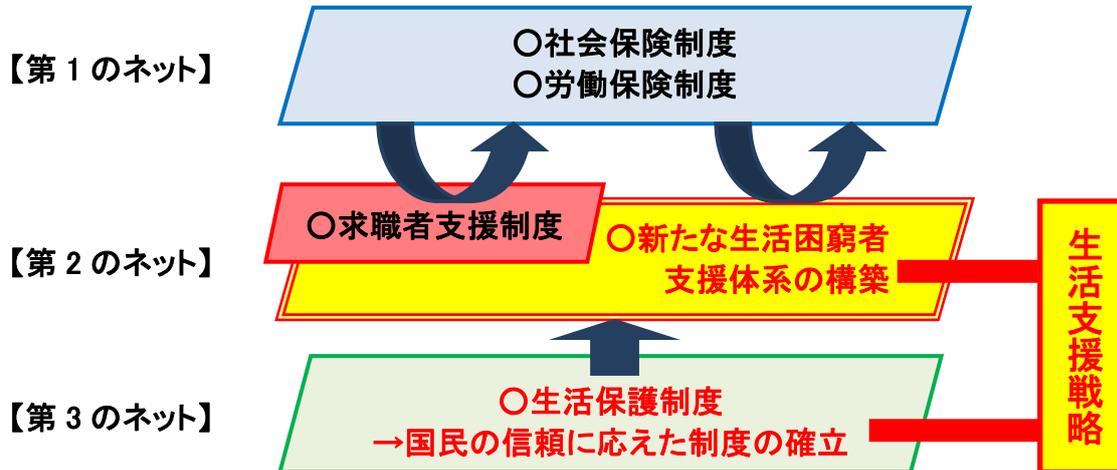


# 「生活支援戦略」に関する主な論点(案)の概要

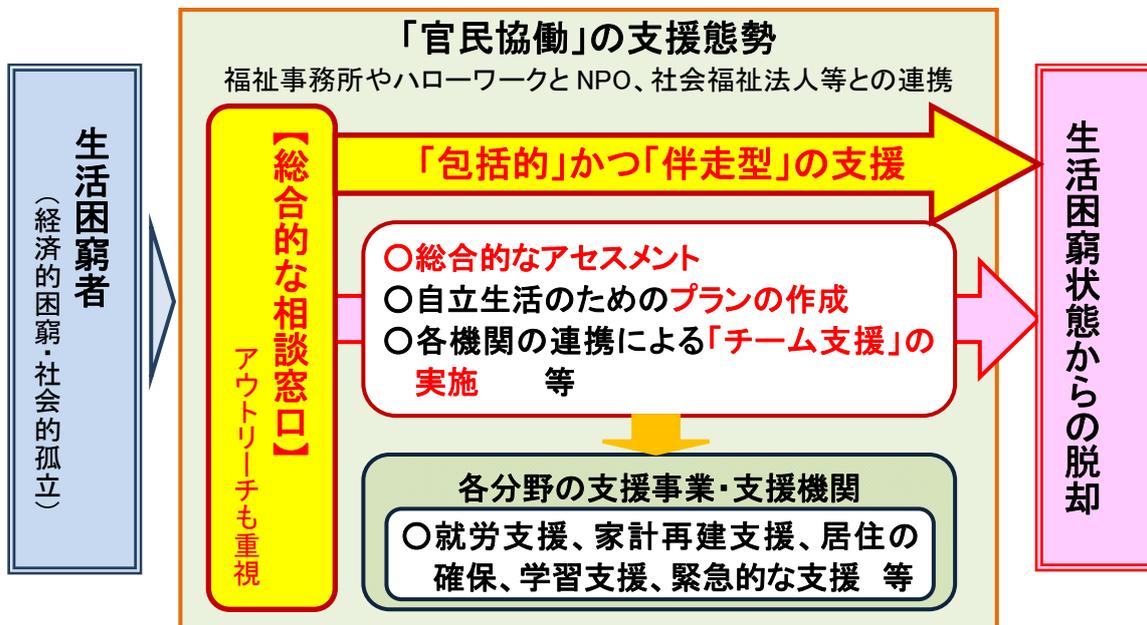
※平成24年9月28日第8回社会保障審議会生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会資料をもとに作成

## 「生活支援戦略」の全体像



## I 新たな生活困窮者支援体系

### 総合的な相談と「包括的」かつ「伴走型」の支援



#### 【厚生労働省案に対する考え】

- ・地方自治体の役割、総合的な相談窓口の実施主体が明らかでない。
- ・支援の対象者となる「社会的孤立者」の範囲・支援方法が漠然としている。

# 就労支援の強化

## 本人の「ステージ」に応じた多様な就労支援

### ○「中間的就労の場」の提供等

・直ちに一般就労を目指すことが困難な人に対して、社会的な自立に向けたサポートをする仕組みを組み込んだ「中間的就労」などを提供

日常生活自立

社会参加

中間的就労

一般就労

### ○就労準備のための支援

・就労体験等を通じた訓練  
・生活習慣確立のための指導、地域活動への参加等

### ○自治体とハローワークが一体となった就労支援

・福祉から就労支援事業の抜本強化  
・協議会、協定の締結等の連携基盤確立  
・一体的実施窓口、ハローワークからの定期巡回相談等、ワンストップ型の支援体制を全福祉事務所を対象に整備  
・両者共同で支援対象者選定の上、個別の就労支援プラン策定  
※ワンストップ窓口では即時相談・紹介も実施  
・求職者支援制度による職業訓練の実施

# 家計再建に向けた支援の強化・居住の確保

## 多様な就労機会の確保

家計再建支援

### ○家計再建相談

・家計・生活状況を把握し、個別に家計の再建を助言指導  
・家計収支状況をフォローし、必要な指導を実施

### ○資金貸付

・家計再建のための小口貸付

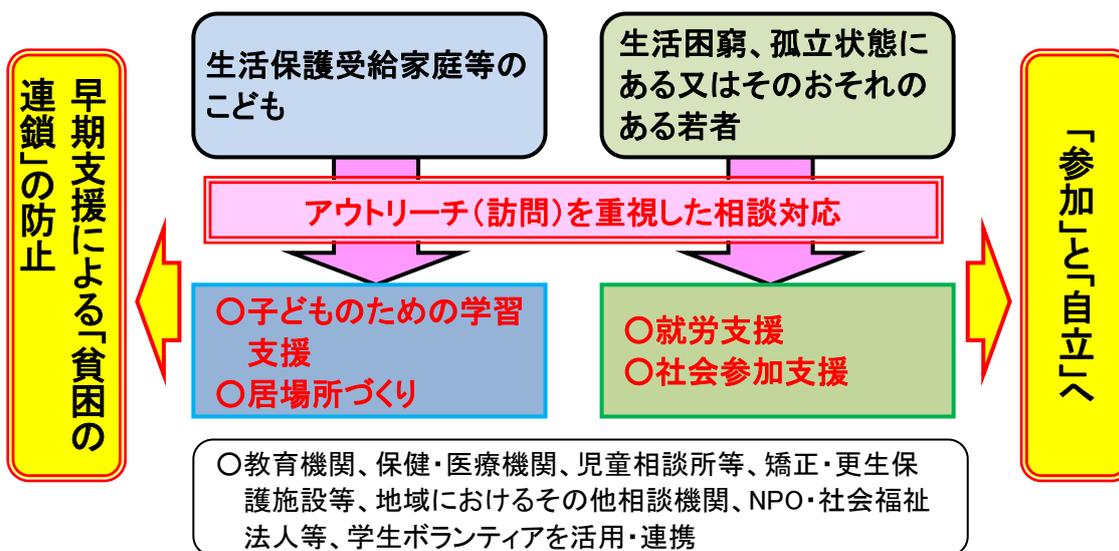
## 居住の確保

【住宅手当制度】有期という仕組みの中で生活保護に至らないためのセーフティネットとして一定の効果を発揮

### 【厚生労働省案に対する考え】

・住宅手当には一定の効果を認める。制度を継続するとともに、求職者支援制度との併給による十分な給付水準の確保とハローワークによる就労支援を同時に行う方法を検討するべき。  
・貸付制度が機能するためには、相談の充実や貸付の迅速化など、自立を促すための機能強化が必要。

## 「貧困の連鎖」防止のための取組



## 地域における計画的な基盤の整備

### 【「生活支援戦略」中間まとめ(抜粋)】

#### ○「地域力」を重視した基盤・人材づくりと政策の総合的展開

地域の特性に応じてサービス基盤の整備や人材づくりを計画的に進めるとともに、福祉のみならず、保健、雇用、文教、金融、住宅、産業、農林漁業などの各分野の取組が縦割りではなく、総合的に展開される体制を整備する。

### 【厚生労働省案に対する考え】

・新たな生活困窮者支援体系全般について、地方自治体の実効性・持続可能性を検討するために、次のことを明確にするべき。

- 地方自治体の役割
- 支援の担い手
- 既存の施策や機関・組織との分担や関係性
- 地方自治体に義務付けされる事務
- 地方と国の費用負担の在り方

・新制度を実現し、持続していくためには、次のことを踏まえた制度設計が必要。

- 地方自治体にとって事務的・財政的に過重な負担とならないこと
- 地域の実情に適合させることができる柔軟性
- 支援の担い手の育成(社会福祉法人やNPOなど)

## Ⅱ 生活保護制度の見直し

### 切れ目のない就労・自立支援とインセンティブの強化

◎保護開始直後から脱却後まで、稼働可能な者については、切れ目なく、また、どの段階でも就労・自立支援とインセンティブを強化することとし、以下の観点からの取組が必要と考えられるが、どうか。

#### 1 保護開始段階

- 就労・社会的自立促進の観点からの基準体系の見直し
  - ・受給者の自発的な能力活用等への取組を促す仕組(上乘せ給付)
- 保護開始直後から早期で集中的な就労支援
  - ・保護開始時点で6か月間を目途に受給者主体の自立に向けた計画を策定し、本人の納得を得て集中的な就労支援を行う
  - ・3か月(6か月)経過後は、職種・就労場所を広げて就職活動することを明確化

#### 2 開始後3～6か月段階

- 「低額・短時間であってもまず就労すること」への就労支援方針の明確化

#### 3 就労開始段階

- 勤労控除の見直し(基礎控除の拡大と特別控除の廃止を検討)

#### 4 保護脱却段階

- 「就労収入積立制度(仮称)」の創設

#### 「就労収入積立制度」のイメージ(案)

- 「就労収入積立制度」として以下のものが考えられるが、どうか。

##### 1 対象者

- 生活保護受給者のうち就労収入のある者

##### 2 積立方法

- 仮想的に積み立て、積立額は月々の収入認定額(勤労控除後)以下
- 保護受給期間が長くなると金額が逓減していくような仕組み
- 事務効率化や本人の理解のため、可能な限りわかりやすい算定方法

##### 3 積立(支給)額

- 脱却時にかかる税・社会保険料等が一定期間賄える程度の金額である一方、低所得者世帯の貯蓄金額に配慮して設定

##### 4 還付(支給)要件

- 安定した就労機会確保に伴う収入増を契機とした保護脱却(又は辞退)
- 循環受給防止のため、支給後一定期間は本制度の対象としない

#### 5 保護脱却後

- 保護脱却後のフォローアップ支援の実施
  - ・生活困窮者対策の総合相談体制の中で支援を行う。

#### 6 支援方法の見直し等

- 車が主な通勤手段である地域における就労活動用の車保有容認の要件緩和(処分保留期間の延長)
- 転居を伴う就労に対する積極的支援(保護脱却が十分に見込める場合)

## 健康・生活面等ライフスタイルの改善支援

◎健康・生活面等ライフスタイルの改善支援のため、以下の観点からの取組が必要と考えられるが、どうか。

### 1 健康管理について

- 受給者自ら健康管理を行うことの責務を明記し、健康面の支援を強化。
- 健康状況を踏まえた助言指導のため、健康増進法に基づく市町村の健康診査の結果を福祉事務所が入手可能にする(調査権限強化の中で対応)。
- 福祉事務所に保健指導等を行う専門の職員の配置を検討。医療機関との連携及び医療扶助に係る相談・助言に関する体制の強化を図る。

### 2 家計管理について

- 生活保護法上、保護費の適切な管理を受給者の責務とし、福祉事務所が必要と判断した者については、領収書や家計簿など支出内容を把握できる取組を求める。 ※ 生活困窮者支援体系と一体的に検討

### 3 住宅扶助について

- 住宅扶助の目的外使用を防止するため、代理納付を推進する。

### 4 民間住宅を活用した居住支援について

- 住宅扶助の代理納付を利用して、家賃滞納のリスク解消と引換に既存民間住宅ストックへの生活保護受給者の受入を促進する。
- 受給者への大家の不安や、受給者と大家の間で解決すべき日常生活上の課題について、居住支援を地域で見守り活動を行う民間団体に委託。
- この場合、高齢・独居の多い受給者の一定の日常生活支援・相談も行ってもらい、孤立防止や地域での生活を継続することが可能となる見込み。

## 医療扶助の適正化

◎医療扶助の適正化を図るため、以下の観点からの取組が必要と考えられるが、どうか。

### 1 受給者

- 生活保護受給者の健康管理の徹底
  - ・受給者自ら健康管理を行うことの責務を明記し、健康面の支援を強化(再掲)
  - ・健康状況を踏まえた助言指導のため、健康増進法に基づく市町村の健康診査の結果を福祉事務所が入手可能にする。(再掲)
- 医療扶助受給支援体制の整備
  - ・福祉事務所に保健指導等を行う専門の職員の配置を検討。医療機関との連携及び医療扶助に係る相談・助言に関する体制の強化を図る。(再掲)
  - ※後発医薬品の一旦服用による使用促進を今年度から実施中
- セカンド・オピニオン(検診命令)の活用
  - ・囑託医等が必要があると判断した場合には、他の医療機関等の検診を受けるよう、受給者に指示する。また、長期に医療扶助を受給している場合には、原則として定期的に他の医療機関等の検診を受けることとする。

## 2 医療機関

### (1) 指導対象選定

- 電子レセプト管理システムに適正化対象となりうるものを容易に抽出できる機能を追加
- セカンド・オピニオン(検診命令)の活用(再掲)

### (2) 指導権限

- 指定医療機関の指定要件等の見直し
  - ・健康保険を参考に、指定医療機関の指定要件及び指定取消要件等を法律上明確化する。また、指定の有効期限(6年をイメージ)を導入する。
  - ・指定医療機関又は保険医療機関のいずれかの指定が取り消された際に、残る一方の取消処分に影響させることの法的、制度的な課題等の検討が必要。
- 指定医療機関への指導・調査、検査の強化
  - ・過去の不正事案に対しても厳正に対応するため、指定医療機関の管理者であった者についても、報告徴収や検査等の対象とする。
  - ・取消処分前に指定医療機関等の指定辞退がなされた場合は、指定取消があった場合と同様に取扱、原則5年間は再指定できないこととする。

### (3) 体制強化・負担軽減

- 指定医療機関の指定に係る負担軽減
  - ・指定の有効期間を設定した場合の指定更新手続きの簡素化を検討する。
- 指定医療機関への指導・調査、検査の強化のための体制強化
  - ・国による直接指導も合わせて実施できるようにするとともに、地方厚生局に専門の指導監査職員を増配置することを検討する。

## 不正・不適正受給対策の強化等

◎不正・不適正受給対策の強化を図るため、以下の観点からの取組が必要と考えられるが、どうか。

### 1 不正受給対策の強化

#### (1) 自治体の権限強化

- 調査・指導権限の強化等
  - ・調査権限の内容に、就労の状況や保護費の支出の状況等を追加。
  - ・「過去に保護受給していた者及びその扶養義務者」も対象とすることを追加。
  - ・官公署については回答義務を創設する方向で検討する。
  - ・福祉事務所は、必要に応じて、受給者や扶養義務者に対し、保護の決定及び実施に必要な説明を求める権限を設けるとともに、説明を求められた場合には、その者は、必要な説明を行うものとする。
- ※金融機関本店等への一括照会を本年12月から実施予定
- 不正受給に係る返還金と保護費との調整
  - ・確実な徴収を図るため、事前の本人同意を前提に保護費との調整を検討。
- 第三者求償権の創設
  - ・福祉事務所が受給者本人に代わり、損害賠償請求権等を直接請求する「第三者求償権」を創設する。
- 返還金に対する税の滞納処分の例による処分
  - ・元生活保護受給者が返還金を滞納した場合、生活保護法の不正受給に係る返還金について、税の滞納処分の例による処分をできるようにする。

## 不正・不適正受給対策の強化等(続き)

- 稼働能力があるにもかかわらず明らかに就労意思のない者への対応
  - ・能力に応じた就労活動をしなことを理由に保護を廃止された者が再度生活保護を受給し、やはり能力に応じた就労活動を行わないため再び保護を廃止された場合は、急迫状況ではないなど一定の条件のもとに、その後再々度保護の申請があった場合の審査を厳格化。

### (2) 制裁措置の強化

- 不正受給に対する罰則の引上げ
  - ・「3年以下の懲役又は30万円以下の罰金」の引上げを検討(3年・100万円)
- 不正受給に係る返還金への加算
  - ・不正受給へのペナルティとして、不正受給した金額に加え、一定割合の金額を上乗せして返還を求めることができることを検討する。

## 2 適正支給の確保

### (1) 住宅扶助費の目的外使用を防止するため代理納付の推進(再掲)

### (2) 扶養義務の適切な履行の確保

- 扶養義務者に対する福祉事務所への説明責務
  - ・福祉事務所が必要と認めた場合には、扶養が困難と回答した扶養義務者は、不要が困難な理由を説明しなければならないこととする。
- 家庭裁判所による扶養請求調定手続きの活用
  - ・福祉事務所と扶養義務者の間で扶養の範囲について協議が整わない場合の、家庭裁判所への調停等の申立手続きのマニュアル・モデルケースを示す。

## 地方自治体の負担軽減

◎地方自治体の負担軽減を図るため、生活保護制度において以下の観点からの取組が必要と考えられるが、どうか。

- 医療扶助受給支援体制の整備(再掲)
- 指定医療機関の指定に係る負担軽減(再掲)
- 指定医療機関への指導・調査、検査の強化のための体制強化(再掲)
- 調査・指導権限の強化等(再掲)
- 不正受給に係る返還金と保護費との調整(再掲)
- 返還金に対する税の滞納処分の例による処分(再掲)

### 【厚生労働省案に対する考え】

- ・生活保護制度の見直しの方向性については、これまでの指定都市市長会の提案を取り入れているところもあり、一定の評価はできるが、実施には課題もある。
- ・今後の具体的な制度設計に当たっては、地方自治体の意見を十分に反映するべきである。
- ・これまで指定都市市長会が提案してきたが、今回の制度改革案に盛り込まれていない事項についても、引き続き検討を行うべきである。  
(年金制度と整合する生活保障制度、生活保護費の全額国庫負担等)